

⑭ 11・12月の期間・運動のお知らせ

11月は「児童虐待防止推進月間」です

問 子ども福祉課(内線166)

児童虐待相談件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶ちません。厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

児童福祉法に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、すべての国民に通告する義務が定められています。

通告先 茨城県中央児童相談所：Tel 189(いちはやく) ※24時間受付・通話料無料

笠間市子ども家庭総合支援拠点：Tel 0296-77-1101(内線166)

令和4年度虐待防止推進月間の標語 「もしかして?ためらわないで!189(いちはやく)」

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

問 茨城労働局 Tel 029-224-6213

一人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇用保険)の成立手続が必要です

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的とした強制保険です。労働者(パート・アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

厚生労働省は「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題としていて、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、集中的な活動を展開します。

労働保険制度の円滑な運営にご協力をお願いします。



11月は「いばらき働き方改革推進月間」です

問 県労働政策課 Tel 029-301-3635

いばらき女性活躍・働き方応援協議会(経済団体、労働者団体、行政機関等で構成)では、官民が連携して、長時間労働の抑制やテレワーク・時差出勤などの促進により、多様で柔軟な働き方が可能な労働環境の整備や、効率的な業務改善に向けた働き方改革の推進に取り組んでいます。

11月の「いばらき働き方改革推進月間」を機会に、既に働き方改革に取り組んでいる企業・団体の皆さんも、これから取り組んでみようと考えている企業・団体の皆さんも、できることから働き方の見直しを進めてみましょう。詳細は右上の二次元コードからご確認ください。

年末の交通事故防止県民運動を実施します

問 市民活動課(内線134)

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けましょう。

実施期間 12月1日(木)～15日(木)までの15日間

スローガン 大丈夫 そんな油断が 命とり

運動の重点 (1) 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)
(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 (3) 飲酒運転の根絶